

## Ⅱ 我が国の活動

我が国が、国連平和維持活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動への協力を実施する場合には、国際平和協力法に基づき実施計画を定め、「国際平和協力業務」を行っています。また、これらの活動に協力するため「物資協力」も実施しています。

### 1 国際平和協力本部

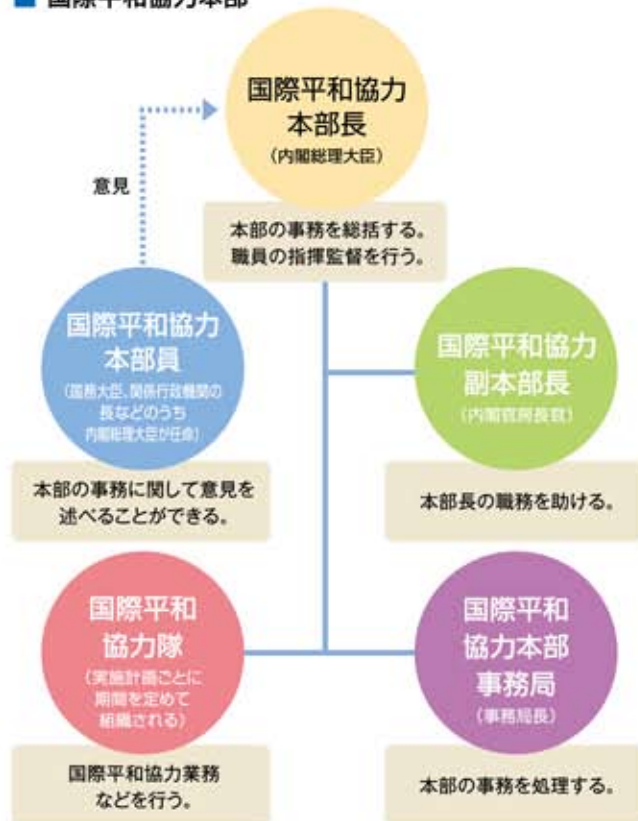
国際平和協力業務や物資協力などに関する事務を行うため、内閣府に内閣総理大臣を本部長とする「国際平和協力本部」を設置しています。国際平和協力本部には、本部長のほか、副本部長、本部員及び事務局が置かれ、さらに、国際平和協力業務を実施するための組織として、実施計画ごとに期間を定めて国際平和協力隊が組織されます。

### 2 国際平和協力隊員

国際平和協力隊の隊員は、志望者のうちから選考により採用されるか、関係行政機関から派遣されます。隊員は、国際平和協力本部が実施する研修を受けた後、国際平和協力業務を実施します。

隊員は、国際平和協力業務に従事する間、その身分を簡潔に表す記章を着用しなければなりません。

#### ■ 国際平和協力本部



記章

### 3 国際平和協力業務

国際平和協力法で規定される、国連平和維持活動に対する協力、人道的な国際救援活動への協力及び国際的な選挙監視活動に対する協力を実施するための業務で、具体的には次のようなものをいいます。

- 武力紛争の停止の遵守状況の監視、武装解除の履行の監視
- 武力紛争発生防止のために設けられた地域における駐留及び巡回
- 武器の搬入又は搬出の有無の検査又は確認
- 放棄された武器の収集、保管又は処分
- 停戦線などの境界線の設定の援助
- 紛争当事者間の捕虜の交換の援助
- 選挙若しくは投票の公正な執行の監視又は管理
- 警察行政事務に関する助言若しくは指導又は警察行政事務の監視
- 行政事務に関する助言又は指導
- 医療、防疫の措置
- 被災民の搜索若しくは救出又は帰還の援助
- 被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布
- 被災民を収容するための施設又は設備の設置
- 紛争によって被害を受けた生活上必要な施設又は設備の復旧又は整備
- 紛争によって被害を受けた自然環境の復旧
- 輸送、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理 など

#### ■ 国際平和協力業務の仕組み

